

広島県西部地域保健対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、広島県西部地域保健対策協議会（略称「県西部地対協」）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、西部厚生環境事務所、西部保健所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、広島西二次保健医療圏域内（大竹市、廿日市市）の保健・医療・福祉に関する事項について調査・協議し、必要な事業を実施することにより、広島西二次保健医療圏域住民の健康の保持・増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、広島西二次保健医療圏域内の次のものをもって構成する。

- (1) 地区医師会
- (2) 地区歯科医師会
- (3) 地区薬剤師会
- (4) 公的病院
- (5) 看護協会
- (6) 介護支援専門員連絡協議会
- (7) 公衆衛生推進協議会
- (8) 社会福祉協議会
- (9) 民生委員児童委員協議会
- (10) 女性関係団体
- (11) 市
- (12) 厚生環境事務所
- (13) 保健所

(委 員)

第5条 委員は、前条の構成団体のうち、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

(事 業)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の推進に必要な協議・調査研究及びこれらに基づく必要な事業の実施
- (2) 保健・医療・福祉に関する自主的活動組織等の育成・指導
- (3) 保健・医療の年次報告の作成
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によりこれを選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員による後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、委員及び監事をもって構成し、原則として毎年1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

2 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 総会は、過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他重要な事項

(専門部会)

第11条 本会に、次の専門部会を置く。

- (1) 地域ケア専門部会
- (2) 公衆衛生・母子保健専門部会
- (3) 保健医療計画推進専門部会

2 専門部会に部会長及び委員を置く。

3 専門部会の部会長及び委員は、会長が選任する。

4 専門部会は、会長の同意を得て、部会長がこれを招集し、その議長となる。

5 専門部会は、関係事項について協議・執行するものとし、部会長は、その結果を会長に報告するものとする。

6 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(特別部会)

第12条 会長は、必要があると認めた場合に特別部会を設け、必要事項について協議することができるものとする。

2 特別部会に部会長及び委員を置く。

3 特別部会の部会長及び委員は、会長が選任する。

4 特別部会は、会長の同意を得て、部会長がこれを招集し、その議長となる。

5 特別部会は、事業の期間を5年以内とする。

6 特別部会は、事業の終了後、その結果を会長に報告するものとする。

(ワーキングチーム等)

第13条 専門部会及び特別部会の部会長は、必要があると認めた場合に部会にワーキングチーム等を設けることができるものとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金、市町負担金、その他をもってあてる。

2 前項の市町負担金の額は、総会で協議・決定する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第16条 前各条に定めるもののほか、本会の運営及びその他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成9年11月27日から施行する。

2 最初に選出された役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

この規約の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成29年10月3日から施行する。

附 則

この規約の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

	所 属	職 名
地区医師会	大竹市医師会 佐伯地区医師会	会長 副会長 圏域地对協担当理事 会長 副会長 理事 監事
地区歯科医師会	大竹市歯科医師会 佐伯歯科医師会	会長 専務理事 会長 廿日市支部会長 廿日市支部副支部長 廿日市支部理事
地区薬剤師会	広島県薬剤師会大竹支部 広島県薬剤師会廿日市支部	支部長 支部長
公的病院	広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院 独立行政法人国立病院機構広島西医療セ ンター	院長 院長
看護協会	広島県看護協会廿日市支部	支部長
介護支援専門員連絡協議会	大竹市介護支援専門員連絡協議会 廿日市市介護支援専門員連絡協議会	会長 会長
公衆衛生推進協議会	廿日市地域公衆衛生推進協議会	会長
社会福祉協議会	大竹市社会福祉協議会 廿日市市社会福祉協議会	会長 会長
民生委員児童委員協議会	大竹市民生委員児童委員協議会 廿日市市民生委員児童委員協議会	会長 会長
女性関係団体	大竹市自治会連合会 廿日市市女性連合会	女性部会長 会長
市	大竹市 廿日市市	市長 市長
厚生環境事務所	西部厚生環境事務所	所長
保健所	西部保健所	所長